

フードドライブ活動啓発動画制作委託業務
公募型プロポーザル審査要領

フードドライブ活動啓発動画制作委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「フードドライブ活動啓発動画制作委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員一人当たり 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

○審査項目と審査項目ごとの配点

審査項目	審査の視点	配点
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">・現状の課題や啓発の必要性を十分理解しているか。・事業の背景と目的が理解され、その実現に有効なコンセプトとなっているか。	20 点
企画の内容	<ul style="list-style-type: none">・啓発動画の内容や構成は、適切なものとなっているか。 <p>（フードドライブ活動の周知、食品ロス削減のためのフードドライブ活動の役割周知を中心とした内容。食品ロスの現状（県内、全国）や、食品ロス削減の重要性等の周知努力が見られるか）</p>	50 点
実施体制 及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none">・動画の作成をするにあたって、必要なノウハウや経験をもった人材が配置されているか。・実行可能な計画的なスケジュールとなっているか。	15 点
経費見積	<ul style="list-style-type: none">・見積額は企画提案内容に対して、妥当な金額となっているか。	5 点
類似事業の実績	<ul style="list-style-type: none">・類似事業の実績から判断して、本事業の履行は妥当か。	10 点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時 令和6年6月14日（金）午前10時～

場所 高知県立公文書館3階（高知市丸ノ内1丁目1-10）

(2) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの時間は1社15分とします。

②順番は別途お知らせします。

③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

(3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2社以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	評価の基準

募集時には
公示しません。